

凡例

▽(A. B. C).....A. B. C区分の転圧に適用

▽(A. B)A. B区分の転圧に適用

○本構造の図形表現は、概念的なものであるもので、取り扱いに際しては十分注意して下さい。

○復旧材料には、再生材料の利用を積極的に図るものとする(表層は除く)。なお、舗装構造がアスコン35型以下に限り、仮復旧に使用するアスファルト混合物は、表層部を再生密粒度、基層部を再生粗粒度又は再生密粒度とすることが出来る。

ただし、これに依らない場合は、事前に区担当者と十分に協議すること。

○各層の人力による転圧(振動ローラー、タンパ等)は10cm以下とする。なお、大型機械による転圧の場合はこの限りではない。

○施工継目には、切断シーلを使用すること(透水性舗装は除く)。

アスファルト・コンクリート舗装 25型



アスファルト・コンクリート舗装 35型

